

## 板橋区教育・保育ガイドライン検討委員会設置要綱

(平成30年7月6日区長決定)

(設置)

第1条 保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)及び幼稚園教育要領(平成29年3月31日文科科学省告示第62号)の改定を踏まえ、板橋区における保育の質を確保すること及び幼児教育を推進することを目的として、板橋区の保育所、幼稚園等で取り組むべき基本的事項をガイドラインとして策定するため、板橋区教育・保育ガイドライン検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「板橋区教育・保育ガイドライン」の内容に関すること。
- (2) その他第4条第1項の規定により選任された会長が、「板橋区教育・保育ガイドライン」の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 検討委員会は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 保育及び幼児教育に関する学識経験者
- (2) 私立保育園園長
- (3) 私立幼稚園園長
- (4) 子ども家庭部長
- (5) 教育委員会事務局次長

2 検討委員会に事務局を設け、事務局の委員は別表のとおりとする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を各1名置き、前条第1項に掲げる委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会の招集等)

第5条 検討委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(委員の責務)

第6条 検討委員会の委員又は委員であったものは、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、子ども家庭部保育サービス課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日より施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

役職	所属
委員	子ども家庭部子ども政策課長
委員	子ども家庭部保育サービス課長
委員	子ども家庭部子育て支援施設課長
委員	教育委員会事務局学務課長
委員	教育委員会事務局指導室長
委員	教育委員会事務局教育支援センター所長